

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

|             |   |
|-------------|---|
| 法 令 名       | 銃砲刀剣類所持等取締法   |
| 根 拠 条 例     | 第9条の3の2第1項  |
| 処 分 の 概 要   | クロスボウ射撃指導員の指定   |
| 原 権 者       | 埼玉県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め   | 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）   |
| 審 査 基 準     | 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。<br>なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中<br>(1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。<br>(2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。<br>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 |
| 標 準 処 理 基 準 | 35日間  |
| 申 請 先       | 住所地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。   |
| 問 合 せ 先     | 住所地を管轄する警察署の生活安全課   |
| 備 考         |   |